

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年1月16日（木） 9:59～12:22

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 穴戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 小野優 東隆司 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 菅原明 小野寺重
藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 阿部加代子 中西秀俊

【途中退席】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 浦川総務部長 羽藤財務部長 及川市民環境部長
佐々木商工観光部長 佐々木農林部長 高橋福祉部長 高野健康こども部長
高橋教育部長

阿部政策企画課長 佐々木行革デジタル戦略課長 高橋財政課長
折笠財産運用課長 千葉危機管理課長 高橋観光施設対策室主幹
千田福祉課長 千葉奥州市地域包括支援センター所長

廣野政策企画課長補佐 千田行革デジタル戦略課長補佐 紺野財産運用課長補佐
川下財産運用課長補佐 工藤福祉課長補佐 清水奥州市地域包括支援センター次長
鈴木議会事務局次長 菊池議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① 令和7年度行政組織について
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者への支援について
- ③ 奥州市重層の支援体制整備事業実施計画の策定について
- ④ 奥州市消防団強化ビジョン（案）について
- ⑤ 指定管理者候補者について

(2) 報告事項

- ① 議会改革検討委員会検討結果について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【概 要】

- 1 開会 (略)

- 2 挨拶 (略)

3 協議

(1) 説明事項

○議長（菅原由和君） ありがとうございます。

本日の全員協議会は、22番阿部加代子議員、23番中西秀俊議員から欠席届が出ております。それでは、早速3の協議に入ります。

① 令和7年度行政組織について

(1)の説明事項の①、令和7年度行政組織について、説明をいただきます。

浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 総務部です。

私の方から、令和7年度、新年度、行政組織を変更したいということで、ご説明をさせていただきます。ちなみに、部の変更等はありませんので、条例の改正はありません。

課の内部に新しい室を設けたり、あとは課の編成を少し変えたりという内容になっております。詳しくは、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 私から、令和7年度行政組織の主な内容についてご説明いたします。

まず、部内の再編としまして、商工観光部の全体的な再編を行います。

内容は、企業支援室の体制強化、それから部内の課題等に対応するため、現行の2つの課と1つの部内室の体制を、3つの課、3つの部内室に再編するものであります。

具体的には、現在、企業振興課の課内室であります、企業支援室を部内室として再編します。商工業それぞれの政策的業務について、部内各課職員が横断的に業務に当たる体制とするものです。

次に、現在の企業振興課を企業立地課に再編します。

工業団地の整備や管理、誘致企業のフォローアップ対応など、企業立地関係に特化した部署とするものです。

続いて、観光振興の部署についてですが、新たに観光物産課を設置するほか、奥州湖周辺エリア活用整備構想を推進する部署として、アクティビティ推進室を部内室として新設、また、課内室のロケ推進室を部内室にします。

それから、観光施設対策室を部内室から観光物産課の課内室に再編するものであります。

従来の伝統的な祭りやロケに加えまして、新たな観光戦略、観光施設再編を担う体制とするものであります。

最後に、商工業振興と、人材支援、人材確保支援を一体的に進める部署としまして、商工労政課を設置いたします。

以上が商工観光部の再編の内容でございます。

次に、課室の再編であります。まず課の新設につきましては、政策企画部にふるさと交流課、福祉部に地域共生社会課の2課を新設いたします。

ふるさと交流課には、未来羅針盤課、政策企画課、農政課で担当している移住定住・関係人口に関する業務を集約し、移住支援、ふるさと納税、I L C多文化共生を担当する部署として新設するものです。

これにより、政策企画部は、政策企画課、未来羅針盤課、ふるさと交流課の3課体制となります。

次に、地域共生社会課は、この後の案件でも説明がありますが、主に重層的支援体制整備事業に取り組む部署として、現在の奥州市地域包括支援センターをリニューアルする形で新設するものであります。

これにより、福祉部は、福祉課、長寿社会課、地域共生社会課の3課体制となります。

次に室の新設につきましては、先ほど商工観光部内の再編でご説明したアクティビティ推進室1件でございます。

室の継続は3件で、財務部競馬対策室、農林部農政課食農連携推進室、同じく、人・農地プラン推進室です。

競馬対策室は現状のまま継続、食農連携推進室は都市との農村交流業務を、先ほどご説明しまし

たふるさと交流課へ移管した上で継続、人・農地プラン推進室は地域の話し合い対応や、地域計画の進捗管理のため、農政課内の課内室に移行して継続するものであります。

最後に、係等の再編につきましては1件でございます。

農林部農地林務課の林政調係を林政係と国土調査係に分割するものであります。

このほかの資料として、資料1-1がございますが、今ご説明した内容を含めて、来年度の組織の全体図として作ったものですので、ご覧いただきたいと思っております。説明は省略します。

私からの説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

3番菅野至議員。

○3番（菅野至君） 3番菅野至です。

1点だけ確認したいことがあって質問するんですが、室の継続の中に人・農地プラン推進室が令和9年度末までとあるんですが、この内容が、話し合いの継続等に関わる部分の業務の継承とあるんですが、この人・農地プラン、地域計画というのが、10年後を見据えて策定されたものであるもので、令和9年度末までという区切りをつけるのはどうかということと、あとそのあと、10年度以降、別の課、もしくは、課内室で対応していくのか、その辺の考えというのは何かあるのかをお伺いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 農林部からは、7年度から3年間でとりあえず、その地域の話し合いと進捗管理をしたいという話が来ておりまして、設置期限を迎える年度にはまた状況を確認しながら、その継続するか、廃止するかという判断になると思っておりますので、その辺も担当部にも伝えておきますけれども、そういった形で期間を限定する、とりあえず期間を限定するというものでございます。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○3番（菅野至君） ありがとうございます。

地域計画は、本当に今後10年後の奥州市の農業を見据えていますので、何かしらの形で継続の話し合い等々必要であると思っておりますので、その辺を考慮して今後、策定していただければと思い、ご所見を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） ご意見ありがとうございます。

基本的には時限的なものはその室で対応していきますけれども、それこそ農政の大きな部分占める部分なので、将来的には農政課の中に、農政課が本来業務として取り組んでいくものだと思っておりますので、まずその体制については万全に取っていききたいとこれからも思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 7番佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番佐々木です。

商工観光部のところでお聞きします。細かい図の枝分かれで見れば若干理解できたんですけども、例えば、衣川荘とかひめかゆとかメイプルとかの観光施設は、観光物産課の中の観光施設対策室で担っていくのかという確認が1つ。

もう1つは、先ほど市長のお話の中にも、下請法っていう法律が中小何とかが変わるといってお話もありましたが、工業以外の中小企業とか商売やっているところの賃金とか、いろんな法とか条例とかそういうものの相談は商工労政課で行われるんでしょうか。

その2点をお伺いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 2点ご質問いただきましたが、まず、衣川荘等観光施設の関係は、観光物産課に課内室として観光施設対策室を設置しますので、そちらで対応します。

メイプル関係は、商工労政課で担当するということになります。

それから、2点目の工業以外の支援や相談につきましては、商工労政課で商業・工業の関係事業

者さんの対応をするということになります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。

機構のことですので基本的には市長の専属的な業務ですので、反対とか云々って意味じゃなくてちょっと確認したいことがあって5点ほど伺います。

1点目は、今回いろんな補足説明やら今回必要だということがる述べられておりますが、こういった部分については、現場からの必要性、いわゆる現場主導での声があったことに伴ってやったのか、市長からやっぱり政策遂行上必要だということのメッセージがあってやったのか、その両方なのか、その辺りの背景をもう少し詳しくお願いします。

2点目は、確かに今回、課をある程度細分化したり、担当業務の明確化を図るという意味では一定の理解をするんですが、次の質問にも関連するんですが、定員が仮に増えない場合によってはこの細分化は逆にスケールメリットを消すといえますか、少ない人員で業務をするようになることによる部分について懸念はないのかどうか伺います。

関連して、課が増えるということは管理職が増えますけれども、定員が増えない中で、現場で実際働く職員の数が、逆に減る。従って職員の負担が増える。この間、未来羅針盤プロジェクトをはじめ様々な業務で、今回も横断的っていう話が出ていますけれども、本来縦のラインで仕事をするところに多くの職員は慣れているわけですが、横断的っていうと聞こえはいいんですが、さらなる職員負担について懸念があるわけですが、どのように考えておられるのか、伺いをいたします。

4点目は、商工観光部内の部内室ができるわけですが、当然ここの課長相当職は主幹となると思えますけれども、これは課長が兼務すると思うんですが、この3室を兼務する担当課長は誰を想定しているのか伺います。

最後5点目は、地域包括支援センターを発展的に説明ありましたが、介護保険法の規定に定められておりますし、包括支援センターは必置なのかどうかまでちょっと詳細わかりませんが、それがなくなるということではないと思うんですが、地域包括支援センターを今後どのようにしていくのか。

それから、今ひとつ例規を調べたところ、要綱の中に、現に、地域包括支援センター所長が云々っていうのは、これ地域ケア会議設置要綱ですけども、要綱ですから条例ではありませんので議決事項ではありませんが、こういった所要の整備はしていくということによろしいか確認をしたい。

以上5点をお願いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 5点ほどご質問いただきました。順次お答えします。

1点目、この組織再編については現場からの提案かということですが、基本的には各部署において課題を整理して、その課題を解決するためにどういった部署が必要かということで、原課からの提案であります。今回、アクティビティ推進室を設置するように、市長が掲げる羅針盤プロジェクト事業を実施するための体制も含めて、今回、組織再編するものであります。

5点目にありました地域包括支援センターにつきましては、今の奥州市地域包括支援センターは基幹型という位置付けでございますが、その地域型の委託をしている包括支援センターの総括支援については、今回設置する地域共生社会課で、今、包括支援センターが行っているとおりの業務を行うということになります。

ただ、奥州市地域包括支援センターという名前はなくなるということで、それに合わせた所要の整備は今後行う予定でございます。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 残りの部分でございますが、定員がどうしても増えない中で、それぞれに対応できるのかといった部分でございますけれども、こちらについては、その辺も考慮しながらという形で今回出したところでございますが、どうしても係長職をもう1人増やしたいというよう

な要望があったり、その方がまとめ方が今後よくなるというそういった展開を見据えての今回の再編でございます。

それから、それに伴って課が増えると、課長職が増えるので、その分部下がいなくなるのではないかという部分、その部分、最もでございますが、今現在例えば主幹で配置しているものを課長職に充てるというような形で、あんまりその課長職だけが増えるような体制にはなっておりません。

質問にもあったように、いろんな室についてはそれぞれ兼務発令をしながら対応していきたいというところでございます。

それから、商工の部分の主幹は誰になるのかといった部分でございますけれども、例えば企業支援室であれば全員体制で臨むということで主幹が複数人、それぞれの課長が全部対応するという形になります。それから、アクティビティ推進室については、観光物産課長が今のところは兼務するかなという形で整理をしていますが、まだ確定ではございません。

それから、もう1つロケ推進室については、同じくこちらについても、観光物産課長が兼務する形で今現在は考えているということになりますが、実際に人を割り振りする中で、ちょっと変わっていくことが今後あるかもしれません。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 全体としてはまず、承知いたしました。

1点だけちょっと確認ですが、先ほど地域包括支援センターはなくなるってことですけれども、これは法的に問題ない、つまり必置ではなくて、基幹型云々って話もありますけれどもそこは、当然クリアされているってことでよろしいか。その1点を確認いたします。

あとはこれは私の意見なので答弁は要りませんが、やはりその定数が増えない中で、こういった現状のような情勢に必要だということで再編するわけですから、それはそれで理解をいたしますし、そこに配置される職員の皆さんにはその業務を頑張っていたいただきたいということなのですが、やはり重ねて申し上げますけれども、その兼務がいっぱいというのは、私はあまり健全ではないなどはっきり思います。

ただ、今回現場から必要性が上がってきたことに基づいてやったってことでしょうから、特に大きく変わる商工観光部においては部長を中心にこの話をまとめたんであろうと推測いたします。

なので、職員の理解が一定程度ある中でやることですからいいんですが、くれぐれもその総務部といたしましては、メンタルヘルス等々も含めて、職員に対するケアをきちっとやっていただきたいなと思いますので、これ意見です。もし所見があればお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 1点目の包括支援センターにつきましては、担当課確認しておりますが法的には問題ないということでした。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 最後のメンタル指導については今も対策しておりますが、なお継続して、そういうことにならないように徹底をして参ります。

○議長（菅原由和君） 19番及川佐議員。

○19番（及川佐君） 及川ですが、総合支所の役割における支所官、支所長、そのことをちょっとお伺いしたいんですが、現在、支所長は、総務部長が各支所長を兼務していると理解しておりますが、それとは別に支所官という方が、それぞれ支所にいらっしゃるかと理解しているんですが、支所官の役割と支所長の役割が違う、組織的に違うと思うんですね。ここには、総合支所のもとには支所官というのは全く入っていませんし、おそらく、今までのやり方見ると、定年の近い方を充てると認識しているんですが、今後この辺はどのようになさるのか、あるいは変わらないのか、となってくると支所官の任期は、さらに延ばすのか延ばさないのか、そういうものを考えていらっしゃるかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 総合支所官については昨年度協議をさせていただいて、今年度から設置

をしているところでありますが、定年延長職員が定年延長する際に、役職には就けないということで、そういった職を設けたということでございます。

実際の内容としましては、総合支所長については水沢以外はそのとおり総務部長が兼務、私が兼務しておりますけれども、実質は私に代わって、総合支所官がすべて、それぞれの総合支所を運営してもらっているという形になりますので、任期については一応定年延長職員を充てるということで、ちょっとその年度によって違うんですけれども、今の方々は今年度で終わりです。

来年の方は、定年延長期間が2年ありますけれども、3年目には新しい定年延長の職員が入ってきますのでその定年延長の職として、総合支所官を設けているということでございます。

業務については一切、総合支所の運営を中心に任せているということで、ただその責任については、総合支所長である総務部長が持っているということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） ということは、定年退職近づく方の人数は毎年おそらく違うと思うんですね。となってくると、本庁を除いた4ヶ所の支所官が変わることも、1年で替わることもあるし、替わらないこともあると思うんですけれども、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 総体的なイメージはそうですけれども、期限というのがありまして例えば、今の定年延長の期間というのは61歳まで、例えば今の総合支所官さん方は今年61歳になりますので、定年延長期間が終わりという形になります。

ですから総入れ替えになりますけれども、来年、今度なる方は、実は定年長期が2年ありますので、そうすると期間がちょっと変わってくるし、2年目については、今度新しく3年の任期のある総合支所官の候補者が生まれてきますので、そういった方々の中から選抜をしながらやっていきたいというのが今の考えでございます。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） 個人的見解なのですが、それあまり好ましくないっていうか、例えばいろんなことをお願いしに行ったり、話し合いをする場合は、なるべく同じの方がいいし、また権限も限定されることはわかるんですけれども、それを定年の問題で変わっていくのはあまり好ましいことじゃないと私は思います。特にお願いしたり、話をする場合、人が変わるってのやっぱりそれだけかなり変わってきますので、その辺は、今後ともこういう形を継続するという事なのか、あるいは一時的なものだということなのか、この見解をお伺いします。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） いずれ定年延長の期間が、今期間限定でやっております、将来的には65歳定年になる、そこに向けての措置の1つという考えでいただきたいと思いますし、総合支所官の決定についても、きちんと市長協議をしながら、ふさわしい方を設置していくという考えですので、定年来たから終わりとか、年数来たから終わりの人はもちろん終わりなのですから、新しく変えるとか変えないっていうのは、そういった基準で考えていくという方向になります。

○議長（菅原由和君） 27番今野裕文。

○27番（今野裕文君） 説明を聞いていてちょっとよくわかんなかったのでお尋ねしますが、地域包括支援センターの基幹型が、私たちはなくすべきでないということでお話をしてきたわけですが、今度の組織改編でどう変わっていくのかももう少し説明いただけないですか。

< 福祉部長入室 >

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 地域包括支援センターの設置ができる者というのは法律上、市町村とあとは社会福祉法人が地域包括支援センターを設置することができます。他市においても、必ずしも市町村が直営で地域包括支援センターを設置しているものではなくて、委託の包括支援センターを運営している市町村も数多くあります。

その中で今回、重層的支援体制整備事業の実施に合わせまして、地域共生社会課を設置しようというものでございまして、その中で今、基幹型の地域包括支援センターについては、高齢者に限ら

ず、幅広い課題に対応できるように、リニューアルしようと考えてございます。

現在、地域包括支援センターの総合相談事業については、それぞれの地区をお願いしている委託型の地域包括支援センターで現場で対応していただいておりますし、基幹型の地域包括支援センターは、その中で、特に重篤な課題を持っている案件に対する支援であったりということで、ファーストインプレッションといいますか、最初のファーストタッチではなくって、そのあとの補足的な支援を現在長い間務めてございます。

また、要支援者あるいは事業対象者に対する予防プランとか、ケアマネジメントについても、現在行ってございませんので、現在そういった事業対象者に対する支援というのは、もう既に委託型包括の方で、全数に対応していただいているということで、そういった現状にかんがみて、今回は地域包括支援センターという名を名乗らなくても大きな混乱もなく、あるいは今後の地域共生社会に向けた体制に移行しようという考えで設置するものでございます。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 何か合理的に聞こえますけれども、要は最終的に誰が責任を負うのかという問題なので、介護保険以外もやるということのようにも聞こえましたが、例えば、重大事案とか重篤事案があった場合に、市はどう関わっていくわけですか。多分ケーススタディとか何とかいろいろやっているはずなのですから、それらはどうなるんですか。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 基本的な総合相談については、委託型の地域包括支援センターにこれまでどおり行っていただきます。

その中で、困難事例あるいは老人福祉法に基づく措置が必要な事案については、それぞれの委託型包括の方から、地域共生社会課の方にご相談をいただきまして、介護サービスとか、様々なサービスで対応しきれない、強制的な措置が必要だという場合については、行政が必要な措置を行うなどの対応で課題解決に当たっていきたくて考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 私は、ブランチの包括支援センターっていうのは、社会福祉法人がやっているものであって、基本的には、自分たちの仕事の確保の面というのも大きいわけですよ。

そうするとそういう法人の皆さんができない分については、まず横の連絡でやってもらうということになるんでしょうけれども、そういう調整については、やっぱり市がきちんと見る必要あると思うんですけれどもそういう業務はどうなるんですか。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） ご指摘のとおり、まずは第一義的には委託型の地域包括支援センターで対応していただきますけれども、それぞれのスキルだったりマンパワーだったり、いろんな情報共有だったり支援だったりということも、今後、委託型包括間での協力っていうのも必要だと考えておりますし、又はどういった連携をすべきかというようなことについても、市としてもその状況を見定めながら、いつまでも行政がサポートするのではなく、皆さんの得意とする、そういった技術をさらに引き伸ばしていただきながら、こちらとしても必要な部分をフォローしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） なんか合理的ですけどもね。

保険者は市でしょ。責任を明確にする必要がある。

ただの課では駄目だと私は思うんですけど、そこをどういうふうに明確にするんですか。

結局、法人ではできませんと。ほか行ってくださいって話になるでしょ。

誰が責任を負うんですか。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 地域包括支援センターの設置につきましては、奥州市をお願いをして社会福祉法人で運営をしていただいておりますので、最終的な責任というのは、市にあると考えて

おります。

その上で、すべてにおいて主体的にお願いするではなくって、必要な情報提供であったり、連携だったりというのは、これまでもやっておりますけれども、担当者会議であったり、法人の受託者・責任者を集めた会議も定期的に開催しておりますし、その中で、それぞれの法人が持つ課題であったり、市に対する要望だったり、あるいは市が行うべきことについても、いろいろご助言をいただきながら取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） それは何に書かされるんですか。どこに明記になるんですかそれは、一般の人見たらわかんないですよ。

結局、介護認定を受けた人がピンポン玉にならないようにしなきゃいけないわけなので、それはきちんとどこかにうたわれるんですか。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○27番（今野裕文君） どっかに書くってことじゃなく、介護保険法で市町村は保険者となりますので、そういった意味で責任はもとより有していると考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番佐藤です。

1点だけ確認です。農林部農地林務課の係の分割だと思うんですけども、森林経営計画はどの係がされるのか。

○議長（菅原由和君） 佐々木行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（佐々木雅巳君） 森林に係る業務については、林政係で担当することになります。

以上です。

○5番（佐藤正典君） 了解しました。

○議長（菅原由和君） ほかにございますか。

特に他にご質問等ないようですので、説明事項の①については以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者への支援について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の②、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者への支援について説明願います。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは、政策企画部が統括しておりますので、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る支援についてお知らせします。

この件については、既に国会を通過しておりますので政府として対策をするということで、ここにも書かれておりますけれども生活者、事業者、それぞれ支援をするということで、地域に応じた支援メニューを参考に自治体が組み立てると。もう一方で、低所得世帯支援枠がありまして、これは主に給付というところで示されているところで、それを含めて、まずは1月20日に臨時会に提案をしたいということを中心に、この後、担当から説明をさせていただければと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者への支援について説明します。

資料No.1をご覧いただきたいと思います。

初めに、概要は冒頭部長が申し上げたとおりですので、2の事業選定の考え方の方から説明をさせていただきます。

事業選定の考え方につきましては、推奨事業メニューに係る分となりますけれども、こちらについては、市による緊急的な対応が必要と判断する分野、対象に対しまして実施する事業としまして、これまでと同様、国から示されております推奨事業メニュー、こちらの別添1というのをつけておりますので後程ご確認いただきたいと思っております。

このメニューに基づきましてこちらに記載の考え方により事業選定を行ったというものです。次に実施事業です。

推奨事業メニューに関しましては、今説明した考え方によりまして、令和6年度内に実施する事業として今回11事業を選定し、実施するものでございます。

内訳としましては、生活者支援として3事業、事業者支援として8事業の計11事業を選定したところです。

これら詳細につきましては、後程一覧で説明をいたします。

もう1つ、低所得世帯支援に関しましては、住民税非課税世帯当たり3万円。それから、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯には、子供1人当たり2万円を加算して給付するもので、こちらについては、後程福祉部から説明をいたします。

次に、事業の財源ですけれども、低所得世帯支援、推奨事業メニュー分とも国の令和6年度補正予算において措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することといたします。

推奨事業メニュー分に関しては、国から配分されている交付金だけで不足する場合、これまでと同様ですけれども市の一般財源の持ち出しとすることで考えております。

推奨事業メニュー分として今回当市に示された交付限度額は、3億8,864万4,000円ですけれども、国の補正予算成立が年末でございまして、この間限られた期間の中でこういった推奨事業メニュー分に係る事業を選定するかといった取組をしていきましたところ、令和6年度において交付金を活用する事業としまして、先にお示しした11事業を選定し、こちらに充当する額として1億2,033万円を見込んでおりますほか、低所得者世帯支援として、3億4,860万円の予算措置を見込んでおります。

国からは、できるだけ早くこの交付金を活用した事業を実施するようという要請があったことを踏まえまして、早期に事業着手するというのを念頭に、これまで検討を行ってきまされたけれども、関係団体との調整ですとか、市民周知に相応の時間を要しなければならない事業もありますことから、令和7年度、来年度において実施することが効果的と判断される事業については、交付限度額と6年度に活用する交付金の差額を令和7年度に繰り越すよう国に申出をした上で、当該繰越金を活用する事業の選定を別途行いまして予算措置をしたいと考えております。

それでは、推奨事業メニューに係る具体の交付金活用事業について説明をいたしますので、別紙1の一覧をご覧くださいと思います。

別紙1、こちらは、令和6年度に実施する物価高騰対応事業です。

まず、事業No.1、健康子ども部所管の生活者支援で、ひとり親世帯に対する家計支援給付金事業です。この事業は、低所得世帯支援の対象外となる世帯のうち、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対しまして、低所得世帯支援と同様の給付を行おうとするもので、事業費3,287万9,000円に対しまして、交付金活用額は3,000万円を見込んでおります。

次に、事業No.2は、福祉部所管の生活者支援で、冬季特別対策助成事業です。この事業は、県が実施する、いわゆる福祉灯油事業に関しまして、市の独自上乗せ相当分に交付金を活用しようとするもので、事業費8,314万4,000円に対しまして交付金活用額は900万円を見込んでおります。

次に事業No.3、教育委員会事務局所管の生活者支援で、学校給食物価高騰支援事業です。この事業は、学校給食における食材料費のかかり増し、具体的には精米価格値上がり分ということになりますけれども、これに対する支援を行うことで、保護者等の経済的負担を軽減しようとするものです。事業費478万2,000円に対しまして、交付金活用額は、338万円を見込んでおります。

次に事業No.4、健康子ども部所管の事業者支援で、放課後児童クラブ電気料支援事業です。この事業は、物価高騰により、放課後児童クラブの運営費負担が増加する中において、特に負担が増す冬季間の光熱費を補助し、放課後児童クラブの運営を支援しようとするもので、事業費25万5,000円に対し、交付金活用額は25万円を見込んでおります。

次に事業No.5、同じく健康子ども部所管の事業者支援で、教育・保育施設等電気料等支援事業で

す。この事業は、市内の私立教育・保育施設に対し、光熱費、燃料価格等のかかり増しに対する支援を行おうとするもので、事業費691万5,000円に対し、交付金活用額は650万円を見込んでいます。

次に事業No.6は、福祉部所管の事業者支援で、福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業です。この事業は、市内の福祉施設等事業者に対し、光熱費、燃料価格等のかかり増しに対する支援を行おうとするもので、事業費5,930万6,000円に対し、交付金活用額は5,800万円を見込んでおります。

次に、事業No.7、政策企画部所管の事業者支援で、バス・タクシー事業者運行支援事業です。この事業は、燃料費高騰が大きな負担となっております市内バス・タクシー事業者に対し、県と協調して支援金を交付することで、公共交通の事業継続を支援しようとするものです。事業費274万円に対しまして、交付金活用額は250万円を見込んでおります。

次に、事業No.8、商工観光部所管の事業者支援で、運転代行業者運行支援緊急対策事業です。この事業は、燃料費高騰が大きな負担となっている運転代行業者に対し、燃料費の一部を支援することで、運転代行の事業継続を図ろうとするもので、事業費126万円に対し、交付金活用額は120万円を見込んでおります。

次に事業No.9、同じく商工観光部所管の事業者支援で、温泉施設電気料等高騰緊急支援事業です。この事業は、市内温泉施設に対し、電気、ガス、灯油等の物価高騰分に対する支援を行うことで、温泉施設の事業継続を図ろうとするものです。事業費500万円に対し、交付金活用額は350万円を見込んでおります。

次に、事業No.10、農林部所管の事業者支援で、地域支援活用農業施設整備支援事業です。この事業は、JA江刺が進めております、ペレット堆肥製造設備整備にかかる費用の一部を支援することで、堆肥の利用拡大を推進するとともに、化学肥料低減と、地域内資源の活用を図ろうとするもので、事業費500万円に対し、交付金活用額は400万円を見込んでおります。

最後に、事業No.11、同じく農林部所管の事業者支援で、農業水利施設電気料金高騰対策支援事業です。この事業は、市内の土地改良区に対し、水利施設の電気料金高騰に対する支援を行うことで、農業者に対する賦課金が増加することを抑制しようとするものです。事業費250万円に対しまして、交付金活用額は200万円を見込んでおります。

以上が今回、来週予定しております臨時議会に提案しようとする令和6年度に実施する物価高騰対策事業の概要となります。

次に、各部等において現在検討を行っております、令和7年度に実施を予定する物価高騰対策事業の概要について、こちらは、別紙2でご説明をいたしますのでご覧いただきたいと思います。

物価高騰対策といたしまして、現時点で令和7年度の実施を検討中の事業は、こちらに記載の8事業となります。事業名称、事業内容等は、現時点での想定でございまして、本日は個々の事業についての説明をするまでには至っておりませんので説明を省略させていただきますけれども、こうした事業を軸に、令和7年度の物価高騰対策を組み立てた上で、令和7年度予算に事業費を盛り込みたい考えでございます。

事業に要する予算の提案時期については、2月定例会での当初提案、もしくは、当初提案に間に合わない場合でもなるべく早い時期の補正予算の提出としたい考えでございます。

令和7年度に実施する物価高騰対策事業につきましては、令和6年度実施分と同様、取りまとめり次第、改めて機会を設けて議会に説明する予定ですので、本日は検討状況についての情報提供ということでご理解いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） それでは、資料2ページでございます。

低所得世帯支援枠に係る事業については、福祉課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） それでは、低所得世帯支援枠に係る事業ということで資料は2ページ目になります。

先ほどの説明と重なる部分もございまして資料に基づきまして説明させていただきます。

事業の概要ですが、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図ることを目的に、

物価高対策重点支援給付金支援事業として、令和6年度における住民税均等割非課税世帯、以下、非課税世帯というに対し、1世帯当たり3万円の給付を行うものです。

併せて、18歳以下の子どもを有する非課税世帯、以下、子育て世帯というへの支援として、18歳以下の子ども1人当たり2万円の給付、加算を行うものです。

対象世帯ですが、基準日、令和6年12月13日に奥州市に住所を有し、次の(1)又は(2)に該当する世帯ということで、非課税世帯、約1万700世帯、子育て世帯がこのうちの約500世帯、児童数にすると約800人ということです。

住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている非課税世帯は対象から除くこととなります。

給付額ですが、非課税世帯への給付1世帯当たり3万円、子育て世帯への給付、18歳以下の児童1人につき2万円ということになります。こちらの金額は、国が示す給付額と同額です。

4、支給方法です。(1)、プッシュ方式で非課税世帯1万世帯、子育て世帯400件、昨年度及び今年度実施した物価高対策重点支援給付金等、過去の給付事業で把握した振込口座を活用して、申請不要のプッシュ式で支給いたします。

(2)、確認書・申請書方式、こちらは、非課税世帯700世帯、子育て世帯は100件でございます。

市が口座情報を把握していない世帯や、課税情報を把握していない転入世帯等は、確認書又は申請書の提出に基づき支給するものです。

スケジュールですが、2月14日、対象世帯への通知を発送、申請受付を開始いたします。

3月12日に支給開始、プッシュ方式及び申請方式の1回目の振込となります。

3月31日申請受付終了、4月中旬に支給をすべて終了するというスケジュールで考えております。

予算は、歳出が事業費3億3,700万円、事務費として1,160万円、合計3億4,860万円、歳入については、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金での歳入となります。

周知方法は、対象世帯に対して文書を通知いたします。

それから、広報おうしゅう3月号への掲載、市の公式ホームページ、ぼちっと奥州、新聞掲載で周知を図るということで考えております。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。

ご質問等ございましたらご発言願います。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。3点お伺いいたします。

まず、低所得者世帯の支援に関してですけれども、スケジュールの方で、先月というか、これから支給される福祉灯油と比べて、プッシュの支給開始の時期にちょっと今回の方が時間かかっている、開きがあるように見えるんですけれども、その点どういった要因があるのかご説明いただければと思います。

それから、これ内容の確認という部分だと思うんですけれども、この対象世帯の考え方が前回の福祉灯油と比べて非課税世帯の数が1,000ちょっと違うように表記されているんですけれども、もちろん、対象の条件が細かく異なるんだという部分もあるんですが、どの部分が拡大されたと考えていいのか、お聞かせいただければと思います。

それから、それ以外の物価高騰の部分での資料3ページの学校給食の部分ですが、今回、お米の値上がり部分に関してというところでしたがそれ以外の食材ももちろん値上がりしているわけで、今回のこの該当する補助によって、それ以外を家計が負担する部分が出てくるのか、出てくるならばどのぐらいやはり上げざるを得ない部分というものの数字があるのかどうかお示しいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） それでは、スケジュール感、対象者への給付についての通知発送等についてのスケジュールについてですけれども、プッシュ方式をまず採用するわけですけれども、対象者へ通知を発送してから振込日までの間、振込口座の変更や受給の辞退を申し出る期間を確保する必要がある旨を国から示されている関係がございます。

この期間、だいたい2週間程度設けるということになっておりますので、口座変更等の届出を締め切った後、それから、申出を反映させた上で口座振込等の事務処理を進めていくことになるために、通知発送から初回振込までだいたい3週間から4週間の時間をいただくというようなことでのスケジュールをとっているところでございます。

それから、対象世帯につきましては、こちらは、この対象について税務課の方から抽出された対象世帯ということになっております。

福祉灯油との差がありますが、福祉灯油の対象は高齢者のみ世帯とか重度障がい者のみ世帯ということになりますので、その部分で今回の対象との差が出ているという内容になります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 3点目の給食費については、教育委員会から説明させていただきます。今回の物価上昇分については、主に精米価格が令和6年11月から大きく値上がりしたことによるものとなっています。

議員ご心配のとおり、こちらの物価上昇は精米価格だけではなく、例えば令和7年4月からは牛乳の価格等のアップも予定しているところでございます。

これらを今のままの賄材料費で対応することは困難と判断をいたしまして、昨年12月中旬頃、地元の新聞にも載ったところですが、令和7年度から学校給食費を増額改定する予定で今事務を進めているところでございます。

学校給食費を改定することによって、これまでの給食の質、量を確保していきたいと考えてございますし、学校給食費の改定の内容につきましては、議会前に全員協議会の場で皆様の方にご説明する機会を設けたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 1点だけ。スケジュールが今、説明された段取りなのはわかるんですけども、福祉灯油と1ヶ月以上、期間が空いてしまったのはあくまでも口座変更が前回よりも多いという見込みでなのか、そこだけもう一度ご説明願います。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 福祉灯油と現在並行して事務を担当者1人でやっておりますけれども、福祉灯油は12月議会で、今回1月の補正ということでございます。

令和5年度に実施しました均等割のみの課税世帯の給付についても、昨年1月24日の臨時議会で予算議決をさせていただいて、2月22日通知発送、3月11日の初回振込ということで、昨年度と同様の日程を確保しながら進めているところでございまして、事務の流れ等も踏まえてこのような、昨年度同様の対応をしようと思っているものでございます。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

No.4と9について質問いたします。

4番の方では、放課後児童クラブ数ということで11クラブにとありますが、クラブ数を見ますと奥州市で31ぐらいあるんですが、この基準、出す・出さないについて、11クラブ選んだ基準というのはどのようなことで見られたのかについて、また残った分に対しては、今後考えるのかについて質問したいと思います。

あと担当部は違うんですが、同じような形で放課後子ども教室がありますけれども、担当部が違うんですが、例えば、こちらと同じく5日以上預かっている部分が10クラブあるんですけども、こういう部分は考えなかったのか、これから考えるのかについて伺います。

あと、No.9ですが、温泉施設についてですけども、この4施設はどこなのかについて、また、この金額は同じ形で4施設に出しているのかについて質問いたします。大きく2点で質問します。

○議長（菅原由和君） 高野健康子ども部長。

○健康子ども部長（高野聡君） それでは、放課後児童クラブの件で回答させていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、民間で経営しているところと市が設置しているものとそれぞれ

れございます。

あくまでも今回の支援については民間が設置しているものに対する支援ということで出させていたただくものでして、そういった形で11クラブということですよ。

以上です。

○議長（菅原由和君） 門脇商業観光課長。

○商業観光課長（門脇純君） 2点目の温泉施設の関係ですけれども、4施設は、民間の温泉施設ということで、薬師堂さん、さくらの湯さん、石田温泉さん、ひめかゆの4施設になります。

金額は同じかということですが、一定の基準の年と比較して、物価高騰の影響を受けた額の差額で補助するということですので施設によって、額は変わってくるだろうと思いますが、いずれ基本的に上限は、125万円の補助ということで考えています。

以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 放課後子ども教室の件でございましたけれども、そちらの支援につきましては、今回の令和6年度分には含まれておりませんので、令和7年度以降の支援について、こちらは担当部と検討を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

再度お聞きします。

市で設置している放課後児童クラブの方ですが、今回はやらないってことですが、これは、この後また考えるのかそれとも考えないのか。電気料を負担するのは同じだと思います。同じく、お金がかかっているわけですが、この分はどのように考えるのか再度質問して終わります。

○議長（菅原由和君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聡君） 今回の支援につきましては、公立の分につきまして指定管理料という形でお金を出しております。

当然、電気料を含めトータルの金額のやりくりの中でということになってくるかと思えます。

その部分については、今回の見直し、見直しと申しますか支援の中では考えておりませんが、今後、その影響額等について、いろいろ、指定管理先と協議をしながらという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 17番千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番千葉敦です。

別紙2に令和7年度実施予定、検討している事業が8つほどありますけれども、この他にも、今後、各部の中で考えられる可能性があるのかどうか、結局事業数が増えるのかどうかについてだけ伺います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 別紙2につきましては、先ほどご説明したとおり今回は情報提供にとどまる内容でございます。

新たな事業がこれに追加される、そういう可能性ももちろんあるということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。

2点お伺いいたします。

確認ですが、1ページ目の推進事業メニューで財源が今回の補正活用分が1億二千にながしと、残りの2億6,800万円云々は繰越だと、5番のところでは令和7年度事業、2月定例会において補正を提案しますということなので、そうするとこの一番最後のページにある令和7年度、今考えておられる事業プラスアルファもあるという話がありましたが、これに充当する財源はこの2億6,000万円だということではよろしいのか確認をいたしますし、これは6年度の国の補正予算分ですが、今国会

で審議が始まっている令和7年度予算において、引き続き経済対策の中で、こういったものが盛り込まれているような情報があるのかどうか、お伺いいたします。

2点目は、3ページ目の、福祉部の冬季特別助成事業ですけれども、ここに900万円、いわゆる1,000円上乗せ分の充当として今回、この交付金を充てるわけですが、既に12月補正でこの900万円を含めた4000万円なにかしが市の持ち出しということで議決になっているわけですが、あえてここで財源を変えて、こちらの分を充当するというようなのですが、考え方ですのでこれが駄目だということじゃないんですが、仮にこれはもう通った予算ですからもうあるので今回ここに充当しない、この900万円を違った形で事業者支援などに向けてという考え方もあるべきというふうには私は思うんですが、そのあたりの検討経過についてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは1点目の今回、臨時議会でお願ひしたいと考えております、交付金の活用額1億2,000万円を除いた2億6,800万円が令和7年度の事業に当たるかという部分についてはそのとおりでございます。

この表の方に、交付金限度額の残額ということで、括弧をして交付金繰越額とございます。これは、国の方で令和6年度で措置した部分を令和7年度に繰り越してほしいということでこれから、国の方に申出をしたいと考えておりますので、市の令和7年度予算の方で、選定して予算をつける事業に対して、この交付金を充てていきたいという考え方でございます。

それから、国の令和7年度予算の方でもやはりこういった支援の対策の予算が盛り込まれているかといった部分については、7年度の方につきましては、まだこういった予算が盛り込まれているといった情報はこちらでは把握してございません。

毎年の例なのですけれどもやはり、国の補正予算でこういったものがつくという流れになってきておりますので、当初予算の方ではまだそういった情報はないと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 昨年度の福祉灯油におきましては国の事業の活用が見込まれたことから、当初から、上乗せ分については国の事業を活用するという設計をしたものでございまして、今年度、国の決定が遅れたことと、県の方の事業が先に決定したことから、まずは金額を下げるわけにもいかないという判断から単独で実施するというご提案申し上げたところでございますが、国の方からの事業要件も満たすということで、これまでの考え方と同様に、上乗せについては国の事業を活用するというに、従前の考え方に改めたというものでございます。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 今の件でございます。財源を変えてということよりも、新たなニーズに対応すべきではないかというご意見でございました。

これまた、7年度事業のところでも、もう少し詳細詰めながら説明をするんですが、現状はこの7年度に並べている事業でも、かなりの一般財源を投入してということでございます。

振り向けるというよりも、一般財源でも相応の負担をしながら対策をしていくという方向で検討しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） その他、よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項②は以上といたします。

ここで、午前11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

③ 奥州市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

○議長（菅原由和君） それでは再開いたします。

続きまして説明事項③、奥州市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について説明願います。
高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） それでは重層的支援体制整備事業について先ほどちょっと出ましたけれども、詳細については福祉課長から説明を行います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） それでは、重層的支援体制整備事業実施計画の策定でございます。

資料に基づきましてご説明させていただきます。

1、重層的支援体制整備事業ということで、重層事業とはどういう内容かということになります。まず資料を読み上げさせていただきます。

重層的支援体制整備事業（重層事業）は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、ⅠからⅢの支援を一体的に実施するものです。

Ⅰ属性を問わない相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援、ということで、重層事業は本市では令和7年度から実施するということになります。

それで、Ⅰ属性を問わない相談支援とはどういう内容なのかということになりますが、ページ飛んで申し訳ないですが、4ページをご覧ください。

ここでは、属性を問わない相談支援の概要的なものについてご説明することになりますけれども、資料の右側に具体的な例がありますので、こちらでご説明する資料がわかりやすいと思うので、右側の例をご覧ください。

複雑化・複合化した課題を抱えるケースの例ということで、この世帯、4人世帯ということになります。本人は、80代の女性、夫は死去、認知症で要介護2、年金は月10万円、生計中心者で、この10万円で1ヶ月4人が暮らしているということになります。息子さんが50代、脳梗塞後遺症による片麻痺あり、短期記憶の欠如が顕著だが自覚はない、妻へのDVあり、収入はありません。

息子の妻ということで40代、夫のDVが脳梗塞後遺症により悪化、別居・離婚を考えている。介護・家事・育児を一手に担い、就労困難、精神的な落ち込みが見られる。

あと、孫、小さい子供がおりまして、こども園に通っていますけれども多動が見られる。園は心配しているが家族は意に介しておらず、支援に繋がらないという世帯になっております。

この世帯においては介護保険とか障がい福祉、それからDVの女性相談、それから子供の発達相談、それから生活困窮の支援など、多岐にわたる支援が必要な世帯となっております。

これまではそれぞれ、介護とか高齢に係る部分は長寿社会課、障がいの部分は福祉課、DVに係る部分はこども家庭課という形で、それぞれ担当課が関わって支援をしてきたわけですが、介護だとか、障がいだとか、DVとかそういう属性にとらわれなくて、それぞれ関わりがある事業者も含めた一体的な相談支援が重層的支援体制整備事業によってできるようになりますということで、重層支援の1つとして属性を問わない相談支援ということがあります。

次に、Ⅱの参加支援とはどういうことなのかということですがこれが5ページ目になります。

5ページ目、青い部分ですけれども、参加支援の取組例としては、片麻痺のため退職し孤立していた料理人が自治会の料理教室の講師として活動できるように支援をするという内容とか、精神疾患の親と不登校気味の子が地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるように支援、イラストが得意なひきこもりの若者に事業所から挿絵作成を依頼して広報紙に掲載してもらい、あとは④番で生活困窮者の就労準備事業や障がい者の就労継続支援事業において、通常の支援対象とならない人を受け入れて就労支援を実施したというような例が参加支援の例となります。

地域社会との繋がりが希薄になっているような人に対しまして本人の希望等を聞いたりして地域との繋がりを持つようにする支援というのが参加支援ということになります。

Ⅲの地域づくりに向けた支援ですけれども、地域と連携した取組の例といたしまして、地区振興会と連携し、地区レベルでのニーズ把握や、資源の把握とマッチングなどを行う、あと、行政区や町内会・自治会単位で、地域セーフティネット会議の拡充に向けた働きかけやそれに準ずる情報交換の場の開催支援などを行うということで、地域づくりに向けた支援につきましては住民同士の顔が見える関係性の育成をする、そして地域づくりにつなげるというような事業になります。地域活動の活性化を図るという目的があります。

既存事業をそのままにしまして、今ある地域づくりの拡充に取り組むというようなことの事業になります。

1ページ目に戻っていただきます。

2、重層的支援体制整備事業実施計画の位置付けになります。

重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に対する事項等を定める計画となります。

第3期奥州市地域福祉計画のともに支え合う健康で安心して暮らせるまちづくりを基本理念としております。

3、計画期間と見直し時期になります。

本計画は、事業開始年度の令和7年度を始期として策定いたしまして、次期奥州市地域福祉計画との一体化を検討するため、市地域福祉計画の終期に合わせ、令和7年度の1年間を計画期間といたします。

今の地域福祉計画は令和3年度から7年度までとなりますので、奥州市重層的支援体制整備事業実施計画は、令和7年度の1年間の計画とし、令和8年度からは、第4期奥州市地域福祉計画に盛り込む形を考えているところでございます。

4、資料1 ページ目の右側ですが、この表のとおり奥州市重層的支援体制整備事業実施計画の構成は、こちらの太字1から6までの内容で構成いたします。

1から6までのそれぞれの内容になりますけれども、2ページ目をご覧ください。

第1、重層的支援体制整備事業の概要になります。

事業創設の背景と本市の事業開始について、実施する5つの事業と交付金の一本化について、計画の方に記載いたします。

この5つの事業というのは、この資料の右側の第4にあります、1から5の5つの事業がこれに当たります。

1、少子高齢化や世帯構造の変化、つながりの希薄化などにより、従来型の社会保障では対応が困難なニーズが増加していることから、地域共生社会の実現を目指す本事業が創設され、本市では令和7年度から実施するという旨を記載いたします。

2、Ⅰ属性を問わない相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を柱に、アウトリーチ等を通じた継続的支援、あと、多機関協働による支援を新たな機能として強化して、5つの支援に係る事業を一体的に実施する旨を記載いたします。

3、交付金の一本化により、属性や世代を問わない事業実施が可能となる旨を記載いたします。

第2ですが、重層的支援体制整備実施計画の策定ということで、計画の位置付けと計画期間について記載いたしますが、内容は、1ページで説明した3の内容と同じとなります。

第3、事業推進体制の強化ということで、本市の事業推進体制のポイントである地域共生社会課の創設と地域福祉コーディネーターの配置、本市が本事業で目指す効果と他施策との連携について記載いたします。

1、奥州市地域包括支援センターを地域共生社会課としてリニューアルし、多機関協働推進員を配置いたします。

2、奥州市社会福祉協議会（社協）に新たに地域福祉コーディネーターを配置して、参加支援、地域づくり、アウトリーチの3事業を一体的に実施いたします。

3、入口・出口支援の充実、相談支援体制の強化、社会資源創出の仕組みづくりの循環で、地域共生社会の実現を目指す旨を記載いたします。

4、福祉分野以外の施策とも連携し、市全体として包括的な支援体制のを目指す旨を記載いたします。

右に移っていただいて、第4、各事業の内容及び実施体制ということで5つの事業です。

重層事業で実施する5つの事業の概要と体制を記載いたします。

1、包括的相談支援事業、市地域包括支援センター（基幹型センター）を地域共生社会課にリニューアルし、各分野の相談窓口は現行の体制を維持いたします。

2、参加支援事業、社協に業務委託し、地域福祉コーディネーターを配置して、参加支援事業を行います。

3、地域づくり事業、既存の事業は現行の体制を維持したまま、既存事業と社協の地域福祉コーディネーターが連携し、多様な場や居場所の拡充に取り組みます。

4、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、社協に業務委託し、地域福祉コーディネーターを配置いたします。

5、多機関協働事業、地域共生社会課の多機関協働推進員が支援関係機関の支援を実施いたします。地域共生社会課が中心になり連携促進に取り組むこととなります。

第5ですが、各会議の開催ということで、重層事業で開催する会議について記載いたします。

いずれも地域共生社会課が開催することとなります。

1、重層的支援会議、重層事業による支援を適切かつ円滑に実施するため、対象者本人の同意に基づき開催するものとなります。

①支援プランの協議、②支援終了の判断、③社会資源の把握と開発に向けた検討の役割を果たします。

2、支援会議でございます。

こちらは法定の会議で構成員に守秘義務が設けられるため、対象者本人の同意がない場合でも、情報共有が可能な会議となります。

潜在的な相談者の早期発見や、複数の支援機関、関係機関が適切なタイミングで関わることができるといった効果が期待されます。

第6、計画の進行管理でございます。

奥州市地域福祉推進市民会議において、計画の進捗の評価・検証を行う旨を記載いたします。

また1ページに戻っていただきます。

スケジュールになりますけれども、本日全員協議会での説明、それから1月21日に奥州市地域福祉推進市民会議で説明いたしまして、計画の素案と地域共生社会課の設置についてご説明して市民会議の委員からご意見をいただくこととしております。

それから、1月下旬から2月にかけてパブリックコメントを行います。

重層的支援体制整備事業実施計画は、3月下旬に策定いたしまして4月から重層的支援体制事業を実施するというスケジュール感でおります。

資料の方ですけれども、3ページ目にあります資料は今ご説明した、Ⅰ属性を問わない相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援、これら3つの支援と先ほどの5つの事業の関係性を示したものとなります。

6ページ目の資料になりますけれども、こちらにつきましては事業の推進体制ということで重層を進める上で新たに地域共生社会課を創設しますということと、地域福祉コーディネーターを地域に配置しますという中身が書かれた資料になります。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

2番、宍戸直美議員

○2番（宍戸直美君） 2番宍戸です。

1点お伺いしたいんですけども、地域の民生委員さんとの関係性についてちょっとお伺いしたかったんですけども、お願いします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 民生委員さんは従来どおりの任務を果たしていただくということになりますが、新たに地域福祉コーディネーターが地域に入りますので、例えば地域で困っていること等について民生委員さんが把握した場合に、福祉コーディネーターの方に声をかけるなどして、それがあと多機関協働推進員に上がってくるというような形で、地域の課題等については、解決していくというようなことで、民生委員さんについてはこれまでどおりの任務となります。

○議長（菅原由和君） 宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

そうしますと、今の民生委員さんの仕事は軽減されるっていう理解になりますか。

この地域福祉コーディネーターの方が、概ねそういう、ちょっと大変な案件については、活動の方をしてくれるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 地域福祉コーディネーターが入ることで、協力体制が図れるというの
もございますので、ある程度、民生委員さんの負担、心の負担とか、そういう部分は軽減されてい
くと考えています。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） これまでこんなに複雑なことをトータル的に作られたことに敬意を表
します。

それで書かれていない部分で、この辺は考慮していかななくていいのかなってちょっと気になった
ところを2点ほどお話をするんですけども、属性を問わない相談支援のケース例を見たときに
ちょっと感じたんですが、福祉部の所管で、再犯防止の取組も作られたと思うんですけども、今、
犯罪を犯した方の受け入れも福祉の視点で、地域での受け皿とか、いろんな諸団体の方々が関わっ
て、再度生き直すっていか生活し直すってという観点もあるんですけども、そういう諸団体が属
性を問わない相談支援の中に入っていないんですけども、その辺はまた別な世界なのかどうかっ
ていうことと、あと合わせて、今回、組織再編になって、新たな課のところ、権利擁護係も入っ
ているんですけども、当然、属性を問わない相談支援の中には、高齢者の認知とか障がい者の方
もいるので、その権利擁護も福祉課の方で、社会福祉協議会と一緒に権利擁護ネットワークを作っ
ているんですけども、その辺との関わり、いろんなものを盛り始めたら大変になるんですけども、
その辺の整理はどうなるのか。

さっき再犯の話をしました、前回の定例議会で被害者の支援っていう部分は、市民環境部の生
活安全係っていうことだったんですけども、今、宍戸議員から民生委員の話が出ましたが、これ
らが福祉部だったり市民環境部だったり、権利擁護係だったり、地域福祉だったりって市役所の方
では部課が違うんですけども、地域に来ると同じ民生委員さんだったり、同じ係の人がどの会議
にも出て、どのお世話もするっていう世界に行くのが見えてしまうんですが、その辺の関わり合
いとかってというのは、今回せつかく作るのであれば、そういうことまでは盛り込む必要性はないの
かどうかっていうのがちょっと気になったんですけども。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） ここに書かれていない再犯防止とかというお話がありましたけれども、
今度新しくできます地域共生社会課の中に多機関協働事業ということで、多機関協働推進員という
方を置きます。

この方が、地域で様々な問題があった場合にその課題を解きほぐしたり、支援関係機関の役割の
分担をしたり、支援方針を検討したり、プランを作成したりというような役割を果たしますので、
様々な問題があった場合についても多機関協働推進員がそれらをコーディネートして、一つ一つ解
きほぐしながら問題を解決していくという役割を果たしますので、様々な問題が起こった場合でも
地域共生社会課の方に上げていただいて、そこで問題を解きほぐしながら解決していくというよ
うな形になります。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

今もちょっとありましたけれども地域共生社会課が今ある包括支援センターからリニューアルす
るということで、もう少し具体的に、地域包括支援センター、今、要は何がやることが増えるのか、
もしくは何かやることが減っているのかってところを確認させてください。

それからもう1つ、地域福祉コーディネーターに関してですけれども先ほど、民生委員さんとお
話もありましたが、このコーディネーターさんがアウトリーチしていく相手というのは、個々
の世帯であったりなのか、あくまでも民生委員さんとか、いろんな地域の包括支援センターの方
なのか、いわゆる対象者に直接接するのか、間に入る人たちと話をしていくのかってという部分、
地域福祉コーディネーターさんが接する相手ってというのは、どういった方々なのかご説明願います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 地域福祉コーディネーターさんにつきましては、アウトリーチの際に

は、地域福祉コーディネーターさんも直接、その問題世帯に入ることもできますし、その専門性がある場合には保健師さんを連れて行ったりとか、そういう形でアウトリーチの場合には直接入っていく、地域福祉コーディネーターさんも入れるというような中身になります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 包括支援センターの関係もお願いします。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 地域包括支援センターの係として地域共生社会係と権利擁護係と地域ケア推進係と3つの係があるということで先ほどご説明あったところでございますけれども、その地域ケア推進係っていうのが、地域包括支援センターでそれぞれの課題を吸い上げて、それぞれの包括支援センターでは解決できない課題を、市全体での課題に昇華といいますか、まとめあげまして、その中でどういった対応ができるかというような部署でございまして、そういった意味では、地域包括支援センターの機能はこれまでもやっております。

権利擁護につきましても、現在も、虐待なり、成年後見なりっていうのもやっているんですけども、そういったことについても、高齢者、障がい者問わずに、権利擁護の支援ができるような係を設置するというですし、地域共生社会係については、名前は変わりますが、今現在やっている、基幹型包括支援センターの業務をそのまま引き継ぐというようなイメージでおります。

その中で、業務が増えるのが減るのかということでございますが、端的に言えば増えるということになります。ただ、この増えるということに対しては、今後も増えるということではなくって、早めの対応をすることによって、まだ火がくすぶっている間に消火ができる。大火事になってから、生活保護に至ってから支援するというのでは手遅れになりますよねということで、まずは早めの消火活動といいますか、支援をすることによって、将来的な支援の軽減といいますか、市民の福祉向上に繋がるというような思いで、とりあえずの業務拡大については、職員に協力をするようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） わかりましたありがとうございます。

先ほど、7番議員の質問でも出てきた多機関協働推進員に関してなのですがこちらは、この課の中に置くということでしたけれども、どういった方を想定しているのか。今も、社会福祉協議会から1名お越しになっていただいておりますけれども、そういったその方とかそういったことを想定しているのか、市でまた別に専門家を設置するという意味なのかそこだけ確認して終わります。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 多機関協働推進員につきましては今、議員からお話あったとおり今年度は社会福祉協議会から1名来ていただいているということになります。

7年度についても、引き続き、福祉の専門である社会福祉協議会の職員を多機関協働推進員として、市に迎え入れるというようなことで考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかにございますでしょうか。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 重層的支援体制が上手く動くかどうかっていうのは実はさっき佐々木議員が言ったところが肝なんです。実際、そういう方がいてこの窓口まで連れて来ていただければ、ここから先は重層的な支援ができるというのがこの仕組みなんです。ところが、窓口まで連れて来る人というのは、やっぱり民生委員とか、そういう方に依存している状況は変わらないわけですから、この前民生委員の方といろいろ話したときに、彼らの方から具体的な提案があったんで、なるほどなと思ったのは、1つは、奥州市っていうのは、民生委員をサポートする、地元の人たちとして、「ご近所福祉スタッフ」という方が1,200人もいます。こういう市はないんだそうです、全国でも。ですから、この方々をそういう困った人を引っ張り出す役割としてどうやって使うかっていうのは、1つの肝になると。それが民生委員の方に行って、それで窓口が動き出すっていう、その仕組みをいかに予防的な処置としてできるかどうかっていうのが実は肝だと思っています。

民生委員の方のもう1つの希望っていうのは、やっぱり、自治会の会長とか、その辺は市が指定するわけで、ああいう方々の援助がないとなかなか近所福祉スタッフも動けないっていうところがあって、その辺がちょっと1つ課題としてあるなと実は思っています。

今回の仕組みっていうのは、確かに窓口以降は、今までであっち行ってください、こっち行ってくださいっていうのが1つにまとまったことで多分かなり効率化されると思いますけれども、やはり本当に困っている人を引き出すというのが、実は民生委員さんの話聞くとプライバシーの問題で全然入り込めなくなっていると。ですから、探すのもすごい大変になっている中で、どうしましようかねっていうのは実は地元の課題として大きな問題があって、これは行政も携わるにしても、共助の問題なんです。ですから、共助の意識をいかに、いろんなスタッフの、こちらからコーディネーターという形で入り込みますけれども、あとさっき言ったような近所のそういう支援の体制、これをどうやって組み立てるかっていうのは、多分、この重層的支援体制を動かす上での一番のポイントになると今考えています。

以上です。

○議長（菅原由和君） それでは特によろしいですね。

7番佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 今、市長にお話いただいたので、そのとおりでありますけれども、私、保護司やっているんですけれども、そのことで再犯被害のことをさっき言ったんですが、保護司の中でも、今お話されたとおりの悩みがあって、つまり、その犯罪犯した人が真っ当になって戻ってきたけれども、住む家がないとか、仕事がないとかって言ったときに、例えばハローワークにお世話して連れていくと、ハローワークでは何か、企業からの求人しかやっていませんとか、日雇いのバイトだったら県南振興局に行ってくださいとかって言って、県南振興局に行くと、そういうのを保護司さんがお世話しているのを知りませんでしたみたいに、だから、要は何かっていうと、こういう、多機関が、誰が何をそういうお世話をしているのかっていうのが、市役所も県も共有されていたらちゃんと本当に困った人とかお世話をしようとする人が行きやすいっていうのが、まさにこれだなと思ったので、だからさっき言った市役所の中でも、被害者の悩みは市民環境に行ってください、犯罪を起こした人の悩みは福祉に行ってくださいみたいなことじゃなくて、繋がったら理想的だなと。ただそれをやるには本当に市役所の方々はご苦労されると思うんですけれども、そういうふうになったら理想だろうっていう意味でさっき言ったので、市長がおっしゃったそのとおりでと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（菅原由和君） よろしいですね。

それでは、特にないようですので説明事項の③は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 奥州市消防団強化ビジョン（案）について

○議長（菅原由和君） 続きまして説明事項の④、奥州市消防団強化ビジョン（案）について説明をいただきます。

及川市民環境部長。

○市民環境部長（及川協一君） 市民環境部でございます。

今回の奥州市消防団強化ビジョン（案）は、消防団員により構成されました奥州市消防団活性化検討委員会において、令和4年8月から令和5年6月まで、10回にわたり協議検討され、市長に提出された最終報告書を受けまして、市として、岩手県立大学講師の杉安和也氏を委員長とした奥州市消防団強化ビジョン策定委員会を立ち上げ、令和5年12月から令和6年12月まで6回にわたり協議検討を行い、先日市長に提出したものでございます。

この後、パブリックコメントや地域説明会の手続きを経まして、4月には正式なものとして公表したいと考えております。

奥州市消防団強化ビジョン策定後は、具体の施設整備計画や組織再編計画の策定に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、資料に基づき、担当の危機管理課長より説明いたします。

○議長（菅原由和君） 千葉危機管理課長。

○危機管理課長（千葉光輝君） それでは私から説明させていただきます。

資料は、A4横長のものと縦長のものを配布をさせていただいておりますが、横長5ページの概要をもって説明をさせていただきます。

それでは1ページ目をご覧くださいと思います。

平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されており、その基本理念といたしまして、地域防災力の充実強化は、多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携強化して取り組むことが重要であり、消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図り、自主防災組織等の活動を活性化することにより、地域における防災体制の強化を図ると規定されたところでございます。

今回のビジョンにつきましては、この基本理念のもと、人口減少時代の到来を見据え、将来にわたって地域の防災力を維持するため、地域防災力の中核を担う消防団の機能の強化に関する基本的な方針を取りまとめたものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。

消防団の抱えている課題についてでございますが、(1)の消防団員から見える課題につきましては、令和5年7月に活性化検討委員会から提出されました最終報告書において指摘された、アからエの4つの項目とされたところでございます。

その他、(2)といたしまして、消防団の施設設備から見える課題といたしまして、施設設備の総量が多いことから、将来にわたり適切に維持更新が可能な整備計画となっていない。

施設設備の維持管理に要する消防団員の1人当たりの負担が増加しており、今後の施設設備の適切な維持管理が困難な状況となっている地域があることを踏まえ、消防団の施設設備の機能を維持しながら、適正に運用するためには、施設設備を再編し、集約する必要があるとご指摘をいただいたところでございます。

3ページをご覧くださいと思います。

消防団に求められる役割といたしまして、地域の防災力の充実強化については、消防団がその中核的な役割を果たすことが期待されているが、その役割を担うに当たっては、常備消防や自主防災組織など、多様な主体との連携した取組が望まれるとご指摘をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、今後の基本方針につきましては、地域の防災力を充実強化するためには、多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携強化して取り組むことが重要であり、消防団がその中核的な役割を果たすことが重要との認識のもと、地域の防災力の充実強化を図るため、多様な主体による連携強化のほか、消防団員の減少に即した、消防団の組織力の強化に取り組む必要性をご指摘いただいたほか、消防団員の減少を踏まえると、現在保有している施設設備のすべてを将来にわたり適切に維持管理することは困難なことから、施設設備を集約していく必要性もご指摘をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、今後も想定される消防団員の減少を見据え、将来にわたり、消防団を中核とした地域の防災力を充実強化するため、消防団の組織や施設設備の集約を前提とした消防団を強化するための施策に取り組む必要がある、とまとめたものでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

基本方針を実現するための具体的な取組につきましてもまとめていただいております。

(1)の消防団員の確保への取組といたしまして、消防団の魅力向上させることにより、団員の確保を図るため、広報活動の充実強化と待遇の改善に取り組むとされたものでございますし、(2)といたしまして、組織の見直しへの取組といたしまして、自主防災組織等との連携強化や、施設や組織の機能役割を再配分による機能強化を図るため、自主防災組織等との連携を意識した組織配置、分団単位の組織運営に適した施設配置、地域の特性に応じた機械器具置き場の配置に取り組むとされたものでございます。

(3)の設備の充実への取組といたしまして、担当区域の拡大に対応するため、資機材等の効率的な運用により、消防力の強化を図るため、資機材の集中配備、資機材の高度化、情報収集能力の向上

に取り組むとされたものでございますし、(4)といたしまして、消防行事の見直しへの取組といたしまして、消防団員の負担軽減を図ることにより、消防団のイメージアップを図るため、定期的な行事見直し、消防団員の意見の反映に取り組むとまとめたものでございます。

5ページをご覧くださいと思います。

今後の取組についてでございますが、策定委員会の議論の中でメリットのほか、様々なデメリットも指摘されていたところでございます。

主な内容につきましては、ビジョン案の12ページ、13ページに取組を進める上での留意事項として明記をしていただいたところでございます。

今後は、策定委員会におきまして指摘された留意事項に留意をしながら、資料記載のスケジュールにより進めていきたいと考えているところでございます。

今後、まずは消防団の幹部に対しまして説明し、意見をお伺いした上で、3月にはパブリックコメントのほか、市内5ヶ所で地域説明会を開催し、地域の皆様方からご意見を伺い、4月には正式にビジョンとして策定したいと考えているところでございます。

ビジョン策定後につきましては、消防団による組織再編計画の検討に着手しまして、概ね2年程度で、今後の組織のあり方でありますとか、再編の進め方を定めたいと考えているところです。

現在の消防施設設備整備計画につきましては、令和7年度までの計画となっていることから、令和7年度中には、組織の再編計画がまとまるまでの暫定版といたしまして改定をし、組織再編計画がまとまった後に、正式版として策定したいと考えているものでございます。

いずれ、組織の見直しでありますとか、施設の再配置につきましては相当の期間を要するものと考えているものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたらご発言お願いいたします。

4番、門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君） 4番門脇です。

2点お伺いします。

4ページの(1)、ア、広報活動の充実強化についてですが、やりがい等を広報で積極的にという内容ですが、その中で、(ア)でモチベーションの向上と書いていますけれども、団員になる方に対するこのPRも必要なんだと思うんですが、家族の理解を得るようなPRも必要と考えます。

私も消防団を経験しているんですが、消防団の行事等に出る、練習等に出ると、学校行事やPTA等の行事になかなか参加できなかったという経験があり、そうしますと、配偶者の方から、消防団やっていると、なァに來ないからっていう口コミがバーッと広がるっていうのが多いっていうのは私の実感です。

そういった面からも、やはり家族にご理解できる周知というのにも必要なかと思えます。

2点目が、同じく4ページ右側の、(2)のア、担当区域を地区センターと同一区分とするとなっておりますが、これは地区センター単位に消防の分団を置くという話のようですが、今、胆沢の小山では、30分団と31分団の二分団が1つになるであろうという話だと思うんですが、そうしますと、部が各3部ずつありますので、合計6部になる。

今、南都田が27分団5部あるんですが、それより多くなる6部になるっていうのは、ちょっと、分団長の負担が大きくなるような感じがしますので、そういったことを考えると、部の編成も十分考慮したほうがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千葉危機管理課長。

○危機管理課長（千葉光輝君） 2点ご質問いただきました。

まず、1点目の広報の部分に関しまして家族の理解が重要ではないかというところについてでございますが、策定委員会の中で議論する中においてもそのような話は多く出たところでございます。

それらを解決するために、どういったところがいいのかというところを議論していただいた結果、4ページの(1)、アの(イ)のところに、将来を担う子供等が、消防団活動を体験するイベントの実施とまとめたいただいておりますが、いずれ将来、消防団に入っただけの可能性のある子供たちに対して、消防団の活動の理解を求めることによって、まずひいては地域の皆様にもご理解をい

ただきたいという形で、こういった形に取り組んでいった方がいいのではないかという形で、委員会の方でまとまって、こういった方向性にまとめていただいたものでございます。

2点目の分団部の部分ですが、今議員ご指摘のとおりいずれ今消防団、第36分団でございます。それが、地区センター、自主防災組織との枠組みと同じ合わせた方がいいだろうということで30地区センターと同じにするとした場合、今お話ありました小山地区を例に上げますと、30と31で3部ずつあって6部になると。で、他に、現在その分団において、その部の数というものは、2から多いところは9部あると、様々なところがございます。これらの部のありよう、案につきましては組織の在り様につきましては、地域の配置であるとか地理的な部分にも左右される部分がございますので、それらのありようにつきましては今後、予定しております消防団の組織の再編の検討の中で、消防団の方々とご検討いただいて、地域のありようを踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君） ありがとうございます。

いずれ消防団員は今後増えるということはまず可能性は少ないのかなと私も感じております。

伴って、平均年齢は確実に上がっていくのだろうと思っております。

そんな中で、消防団の改革、改善だけではなく、常備消防のあり方とともに、何かの改革をしていった方が私はいいように思いますが、所見を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉危機管理課長。

○危機管理課長（千葉光輝君） まず、今回市として取りまとめたものにつきましては、消防団の強化ビジョンでございます。

まずはその地域の中核担う消防団をまずは強化したいという形で、方向性を定めさせていただいた上で、その地域の防災力のありようについてこれから議論を深めていきたいと考えておりました。

現段階において常備と非常備の関係性を見直すというのを具体的な定めるものではございませんし、そのような考えを持っているものではございませんが、今後様々な議論を地域に出向いて行っていく中で、そういったところが出てくれば、その段階においてまた改めて検討をする必要はあるかもしれませんが、現段階においてはそのようなことを考えているものではございません。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

それでは特にご質問等ないので、説明事項の④は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑤ 指定管理者候補者について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の⑤、指定管理者候補者について説明をいただきます。

羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） 財務部からは、国見平スキー場の令和7年度からの指定管理者の候補者について、選定委員会の審査結果を財産運用課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 折笠財産運用課長。

○財産運用課長（折笠正君） それでは指定管理者候補者について、ご説明申し上げます。

資料1をご覧くださいと思います。

初めに、今回の対象施設は、令和7年4月1日から指定管理者制度による施設の管理運営を行う公の施設、国見平スキー場1協定でありまして、指定期間は3年間、公募によるものでございます。

2の選定経過でございますが、委員7名による指定管理者選定委員会を昨年12月20日に開催し審査を行っております。

審査方法ですが、応募者から提出された事業計画に加えまして、応募者からのプレゼンテーションを行いまして、これらについて採点の上、候補者を選定したところでございます。

3の選定基準につきましては、資料に記載のとおり、条例の規定に基づきまして、この基準に照らして審査を行ったところでございます。

4の選定結果でございます。資料右側です。

応募団体は1社のみで、現指定管理者である株式会社北日本リゾートでございます。

この表の上から4段目に選定委員会の審査結果という欄がございます。

こちらをご覧いただきたいと思いますが、事業計画に基づく採点の結果、861点満点中610.6点ということで、出席委員7名の過半数が、全員が最低基準である総合評価点の100分の50を上回る得点であったことから、委員会の総意としまして、応募者を次期指定管理者候補者として選定すべきと判断したところでございます。

なお、事業計画、指定期間における年度ごとの指定管理料を含む収支計画につきましては、後程別添に掲載しております、管理運営計画書にてご確認をいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上が選定結果についての説明となります。

5番の最後に、今後のスケジュールでございます。

本日、説明いたしました国見平スキー場に係る指定管理者候補者につきましては、2月議会定例会に指定管理者の指定議案及び債務負担行為に係る補正予算議案、そして令和7年度当初予算議案を提出させていただく予定としております。

両議案の議決をいただいた後は、施設所管課において、指定管理者と次期指定期間に係る協定を締結し、令和7年4月からの指定管理業務の開始に備えたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。

2点お伺いいたします。

運営計画書の中で、備考欄の説明でも、夏油高原での実績が入込数伸びているし、そういう実績から、このスキー場も伸びるという説明がありまして、ただこの利用料金が右肩上がり10%ずつ伸びるような計算で出ているわけですが、少しちょっと盛り過ぎのような感じもしないでもない。というのは、不安なのは、雪の状況は誰もわからないですね。参考の令和5年度においては、収支がマイナス740万と出ていますし、やはりこれは安定的に雪が降るっていうことの前提と、夏油高原のノウハウがうまく機能した場合と、何かすごくいいところ取りのような感じがします。

何を言いたいかっていうと、指定管理料を途中で増やせという話にならないかという不安がやっぱりよぎります。そういったところ懸念はないのかお伺いいたしますし、令和10年度以降この施設については、公共施設等総合管理計画なり、観光施設の計画において、どのように今時点で考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 高橋観光施設対策室主幹。

○観光施設対策室主幹（高橋裕基君） それでは私の方から、お答えさせていただきます。

まず、収入の内容でございます。

これにつきましては議員おっしゃるとおり、まず、今現在順調に進んだ場合ということ想定されて計画されたものと考えています。いずれ、小雪につきましては昨年度少雪ということで先ほどご指摘の数字だったわけですが、今の指定管理者、夏油高原さんも経営されているということで、それらのノウハウ等も含めまして、基本的な計画としましては、順調に雪があった状態を含めて計画していただいているのかなと考えています。

それから今後の部分につきましては、いずれ8月21日でしたか、全員協議会でもご説明、ご答弁させていただきましたとおり、指定管理者等の方とも協議しながら、あるいは経営状況等も状況を見ながら今後検討して参りたいと考えているものです。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

18番廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 1点だけお尋ねします。

選定委員会の審査結果で861点満点中、審査点総計が610点という結果のようですが、この北日本リゾートさんが満点にならなかった部分は何か課題としてあるのかその1点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 折笠財産運用課長。

○財産運用課長（折笠正君） 審査の概要そして評価点の部分でございます。

審査に当たりましては、それぞれ団体の方からの説明等いただきまして、委員から気になるところをいろいろ伺いながらということで、団体さんが考えてらっしゃる運営方針等々含めて審査をしたところでございます。

委員さんそれぞれの視点がありまして、ばらつきというのも当然あるわけでございますけれども、説明の内容について、特に素晴らしいすごく素晴らしいと感じられる方もいれば、まずこれは平均点でしょうと、そういったお考えを持つ様々な委員さんがいらっしゃるのかなと思います。

今回の点数につきましては、100点満点で言えば70点を超えるという点数という位置付けになりますので、そういった意味では、審査の中でこういった点数に繋がったということで、何か懸念事項があるとか、そういった部分が特に目立ったというような審査の内容ではございませんでしたので、そういった状況でございました。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいでしょうか。

ほか、特にご質問等ないようですので⑤については以上といたします。

これで、(1)の説明事項は以上といたします。説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 報告事項

### ① 議会改革検討委員会検討結果について

○議長（菅原由和君） それでは再開いたします。

12時を回りましたけれども、報告事項までさせていただきたいと思えます。

(2)の報告事項、①議会改革検討委員会検討結果についてご報告をいただきます。

議会改革検討委員会の高橋委員長から報告お願いいたします。

○12番（高橋晋君） 時間のないところですけれどもよろしくお願ひします。

当委員会ですら前回ですか、前々回に検討している内容をお伝えしましたが、その中から2つほど、決定しましたので、そちらを報告したいと思います。

まずは、検討項目、議場へのタイマー設置及び議事の際の明確な時間設定について、それから、検討内容、一般質問等の持ち時間の明確化及びタイマーの設置、理由は各議員があらかじめ時間配分を想定して一般質問に臨み、質問中に経過時間を確認しながら進行を調整できる、運営の効率化、それから他市町村でもタイマーの設置や持ち時間の制限が明確化されている。

それでこういう理由で協議しましたが、協議結果は、一般質問の持ち時間について50分間とする。この時間は、目安の時間としてその運用に当たっては、50分間を経過したとしても途中で質問、答弁を遮るものではないが、議員、当局、それぞれがその時間内に終えるよう目標として努力することとする。

また、上記の持ち時間を設定する場合に、議場内に時間の表示が必要である。

上記については、議会運営委員会に検討を要請するものです。

協議内容を一部紹介したいと思いますけれども、全国市議会議長会の調査によると、99%の市議会が時間制限を設けているということで、1%の中に奥州市議会が入っている現状でございます。

それからちょっと飛びまして、当委員会の議論においては、一般質問の持ち時間について、それぞれの中では45分だと思っている人もいれば、50分間だと思っている方、60分間だと思っている人も様々おまして、認識が異なっているということも確認しました。

概ね1時間というような申し合わせのようなものがあるわけですがそれによって、15分休憩なんだから1時間、休憩を合わせて1時間だと思っている議員もいるし、1時間なんだから1時間だと思っている方もいるということでした。

今まで5時を過ぎることはありませんでしたけれども、たまたま45分間だと思っている人と60分

だと思っている人の組み合わせでうまくいっていただけで、みんな60分間だと思えば5時を経過するというにもなりかねないということに現状はなっております。

それから後半の部分ですけれども、現状の議場システムにおいて、大型モニターの一部に質問残時間を表示できる仕様と現状でもなっております。

ということでこれら、特に費用かかるものでもありませんので、検討いただければと思っております。

それから2つ目になります。

次のページに移ります。

検討項目は、表決における採決システムの利用。

検討内容、表決の際に議場の各議員のマイクに付属する採決システムを利用する。

理由は、運営の効率化、それから時間短縮です。

決定事項は、採決システムを導入する。

上記について、議会運営委員会に対し、検討を要請する。

協議内容を一部紹介したいと思います。中ほどですけれども、協議においては令和6年6月の定例会の際には農業委員会の任命による24回の採決が話題となり、採決システムにより起立・着席を繰り返すことが解消されるという意見。

それから、起立採決の際に、それぞれの議員がどう判断したのか議員自身が把握できていない。

それから、特にも、前列の議員は、後列の状況を把握することができない現状である。

また、議員が車椅子を使用する場合などの対応としても有効であるという、意見がございました。

以上2項目に関して、議会運営委員会に対して検討を要請いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは特になさうです。ただいま報告いただいた件については、今後、議会運営委員会でご協議をいただくという流れになってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告事項は以上といたします。

大変ご苦労さまでした。



#### 4 その他

(以下略)